

神戸市 24 時間対応在宅介護サービス参入促進事業補助金交付要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、神戸市 24 時間対応在宅介護サービス参入促進事業補助金（以下「本補助金」という。）にかかる経費について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、本補助金等の交付等に関して必要な事項を定める。

2 本補助金は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス（以下「定期巡回サービス」という。）の訪問看護サービスを提供する事業者に対し、定期巡回サービスの訪問看護と指定訪問看護の介護報酬の差額の一定額を補助する「兵庫県 24 時間対応在宅介護サービス参入促進事業（単価差補助）」に随伴することにより、神戸市の定期巡回サービスへの訪問看護ステーションを支援するとともに、必要な訪問回数の提供を図ることを目的とする。

（補助金の対象となる者）

第 2 条 この要綱で本補助金の対象となる者は、神戸市内で定期巡回サービスの訪問看護を提供する訪問看護事業所（連携型事業所の場合）又は定期巡回サービス事業所（一体型事業所の場合）とする。

（補助金の対象となる経費）

第 3 条 この要綱で本補助金の対象となる経費とは、定期巡回サービスの訪問看護と指定訪問看護の介護報酬の単価差の是正を図るための経費とし、「兵庫県 24 時間対応在宅介護サービス参入促進事業」において交付決定を受けたものとする。

（補助金の額）

第 4 条 前条の補助率及び補助金の額は別表に掲げるとおりとする。

（交付申請）

第 5 条 前条の補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）及び市長が別に定める添付書類を市長にその指定する期日までに提出しなければならない。

（交付の決定）

第 6 条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により本補助金の交付の申請をした者（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

2 市長は、補助金交付決定通知書の交付にあたり、必要な条件を付することができるものとする。

（補助事業の変更等）

第7条 補助事業者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは、補助金変更交付申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助金規則第7条第1項第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を、市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により、補助事業者へ通知するものとする。

4 市長は、第2項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第6号）により、補助対象事業者へ通知するものとする。

（事業実績報告等）

第8条 補助事業者は、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、当該補助事業の完了後、速やかに事業実績報告書（様式第7号）及び市長が別に定める添付書類を市長に提出しなければならない。

（交付額の確定）

第9条 市長は、補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行ったときは、補助金額確定通知書（様式第8号）により、速やかに補助事業者へ通知するものとする。ただし、確定した補助金の交付額が、交付の決定における交付予定額と同額である場合は、通知を省略することができる。

（補助金の請求）

第10条 補助事業者は、本補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第9号）を市長の定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を補助対象事業者へ支払うものとする。

（補助金の取消しと返還）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当する場合は、補助の決定を取消し、若しくは補助金を減額し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき
- (2) 第6条第2項の条件に違反したとき
- (3) 事業を中止又は廃止したとき
- (4) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき

(調査又は報告)

第 12 条 市長は必要があると認めるときは、補助事業者に対し、本補助金の執行状況等について必要な書類、帳票等の調査を行うとともに、その運営について報告を求め、適切な指導を行うことができるものとする。

(施行の細目)

第 13 条 この要綱の施行に関して、必要な事項は、福祉局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 3 月 22 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 6 月 4 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 6 月 23 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 12 月 15 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 8 月 13 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 9 月 18 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 4 条関係）

補 助 率	区分	補助率
	サービス付き高齢者向け住宅又は有料老人ホーム併設事業者の場合	1/8
	上記以外の場合	1/4
補 助 金 の 額	対象事業所が要介護 3 以上の利用者に対して一定回数の訪問看護サービスを行った場合、以下の助成単価に利用者数及び利用月数を乗じた一定額に補助率を乗じて得た額を交付額とする。 ただし、予算の範囲内とする。	
	区分	要介護3
	補助単価	訪問回数 4回 3,000円/月・人
		訪問回数 5回 11,000円/月・人
		訪問回数 6回以上 19,000円/月・人
	区分	要介護4
	補助単価	訪問回数 4回 3,000円/月・人
		訪問回数 5回 11,000円/月・人
		訪問回数 6回 19,000円/月・人
		訪問回数 7回以上 27,000円/月・人
	区分	要介護5
	補助単価	訪問回数 5回 3,000円/月・人
		訪問回数 6回 11,000円/月・人
		訪問回数 7回 19,000円/月・人
		訪問回数 8回以上 28,000円/月・人

別に定める事項

関 係 条 項	内 容
第 5 条	(添付書類) ①事業計画書（様式 1-2 号） ②歳入歳出予算書 ③「兵庫県 24 時間対応在宅介護サービス参入促事業」 交付申請書及び事業計画書の写し
	(指定期日) 別途通知する。
第 8 条	(添付書類) ①事業実績報告書（様式 7-2 号） ②歳入歳出決算書 ③「兵庫県 24 時間対応在宅介護サービス参入促事業」 事業実績報告書の写し
	(指定期日) 別途通知する。